

# 第一次世界大戦の休戦交渉再考

—イギリスの政策を中心に—

大久保 明

Akira Okubo. The Armistice Negotiation of the First World War Revisited: With Special Reference to British Policy. *Studies in International Relations* Vol.39, No. 1. October 2018. pp. 13-22.

This paper revisits the armistice negotiation of autumn 1918, focusing on the point of view of British policy-making. Countless studies have examined such subjects as the origins of the First World War and the peacemaking of 1919. In comparison, the armistice negotiation has hitherto attracted far less scholarly attention, despite its paramount importance in shaping the general course of interwar European history. This paper argues that the armistice negotiations largely preconditioned the subsequent peace negotiations, by imposing severe terms on Germany comparable to an unconditional surrender, and that British policy-makers were highly influential in determining such an outcome.

## はじめに

1918年11月11日、ドイツと連合国との間で休戦が成立し、第一次世界大戦は終わりを迎えた。その後も中欧からシベリア、白海から中東へと至るユーラシアの広域で、敗戦と革命に伴う暴力の応酬が続いたものの、主要交戦国間の戦闘はその日までに終結した。勝利した連合国は、早期に講和会議を開催し、安定を取り戻すことを急務と認識した。しかし、周知のように平和再建の道のみは混迷を極めた。1919年の講和条約に基づく戦後秩序は、戦争を生き延びた多くの人々が望んだ永続的平和を保障するものとはならなかった。

本稿は、第一次世界大戦終結後の秩序形成の原点を探るべく、戦争末期に展開された休戦交渉を再考するものである。本稿で明らかとなるように、1918年の休戦協定は、翌年の講和会議の決定を相当程度先取りする内容となっていた。ドイツの軍備制限、ラインラント占領、賠償問題といった1920年代のヨーロッパ国際関係を特徴づける諸条件は、休戦交渉においてその基本的方向性が決定付けられたのである。

しかしながら、第一次世界大戦の開戦原因や、パリ講和会議に関する膨大な研究蓄積と比較して、

1918年の休戦交渉に関する先行研究は少ない。前二者と比較して、国際政治の転換点としての認識が薄いことがその理由として考えられる。希少な例外的研究も、フランスの国際関係史家ピエール・ルヌーヴアンによる研究など、優れていながらも史料状況に制約のある時代に書かれたものが中心である<sup>1</sup>。主要国の政府史料が開示されて以降の本格的実証研究としては、アメリカの歴史研究者ブリット・ロウリーによるものが挙げられる<sup>2</sup>。近年では、イギリスにおける第一次世界大戦史研究の大家デイヴィッド・スティーンソンが、戦争の最終年に関する詳細な軍事史を著しており、その中で休戦交渉について触れている<sup>3</sup>。無論、数多ある大戦の通史や各国史も休戦経緯に言及しているが、戦後秩序の行く末を決する重大な交渉を正面から扱った研究は少ないのが現状である。

本稿は、こうした数は少ないながらも質の高い先行研究を踏まえたうえで、休戦に際してのイギリスの政策を追っていく。イギリスは、フランスやアメリカとともに、第一次世界大戦の主要戦勝国として、戦後秩序の形成に深く関わった。しかし、「ウィルソン主義」を掲げたアメリカと、ド

イツに対する安全保障を求めたフランスと比較し、イギリスがヨーロッパの講和に何を求めたのかについて、先行研究は明確な答えを出していない。イギリス政府は、ドイツに高額な賠償を求め、海外領土を没収した一方で、パリ講和会議の途中からドイツに対する「宥和」の必要性を説くなど、首尾一貫しない政策を展開していく<sup>4</sup>。イギリス政府は、大戦後のヨーロッパ、とりわけ大国ドイツの地位がどうあるべきだと考えたのか、この点を明らかにすることも本稿の目的である。先に挙げた先行研究は、休戦交渉を多国間関係史の観点から描くものが中心であり、イギリスの政策に特別な焦点を当てたものではない。本稿は、英米の一次史料を用い、イギリスの政策を中心に据え、1918年の休戦交渉を再考する。

## 1. ドイツの和平工作

1918年3月3日にブレスト＝リトフスクでソヴィエト・ロシアと講和を結んだドイツは、同日より西部戦線において大攻勢を開始した。その目的は、前年4月に参戦したアメリカが十分な兵力を展開する前に、西部戦線で英仏軍を破ることにあった<sup>5</sup>。ドイツの春季攻勢により、1914年以来となるマルヌ川までの進出を許した連合国であったが、1918年7月の第二次マルヌ会戦で反撃に転じ、8月のアミアンの戦いでドイツ軍を破った後、11月の休戦まで続くこととなる大攻勢を開始した。連合国は、イタリア北東部、バルカン半島、中東の各戦域でも戦いを優勢に進め、9月末には中央同盟国の一角を占めたブルガリアとの間で休戦が成立した。

その頃、ドイツの戦争指導を担った陸軍参謀総長パウル・フォン・ヒンデンブルクと参謀次長エーリヒ・ルーデンドルフは、刻々と悪化する戦況に鑑み、即時休戦を求める他なしと判断し、アメリカ政府に和平を申し入れる方針を定めていた<sup>6</sup>。パウル・フォン・ヒンツェ外相も同様の認識を示し、ウッドロウ・ウィルソン大統領が同年1月に発表した所謂「14カ条の講和原則」（以下「14カ条」と略記する）など、比較的穏当な条件に基づく講和をアメリカに求めることで、予想される

イギリスやフランスからの過酷な要求から身を守るばかりか、連合国間の仲たがいを誘発できると分析した<sup>7</sup>。彼らは9月29日に皇帝ヴィルヘルム2世を説得し、和平の方針を定めた。「一刻一秒の遅れが危険を招く」状況にまで追い込まれたのだと、ドイツ指導部は認識していた<sup>8</sup>。そして10月3日、ヴィルヘルム2世の承認のもとで社会民主党など議会政党の代表が入閣する新政府が樹立された。この「上からの革命」の目的は、民衆による「下からの革命」を抑制し、またアメリカ政府にドイツの民主化を印象付け、休戦交渉を有利に進めたためであった。それに加えてルーデンドルフら軍幹部は、防衛線を立て直すための時間稼ぎと、和平要請という不名誉な「汚れ仕事」を国内の民主主義勢力に引き受けさせる、というよこしまな狙いも持っていた<sup>9</sup>。対米講和要請は、外交交渉で事態を打開しようというドイツ指導部の最後の賭けであった。しかし、その後の1ヵ月余りの連合国との休戦交渉と、キール軍港の反乱に端を発するドイツ革命の勃発により、彼らの思惑は崩れ去ることとなる。

10月4日、新たにドイツ帝国宰相となったマクシミリアン・フォン・バーデンは、「14カ条」など、アメリカが提案した条件に基づく講和を受け入れる準備がある旨を記した簡潔な覚書を、中立国スイスを経由してウィルソン大統領に送付した<sup>10</sup>。7日にはオーストリア＝ハンガリー帝国、14日にはオスマン帝国も同様の覚書を発出した<sup>11</sup>。ウィルソン大統領とその腹心エドワード・マンデル・ハウスは、ヨーロッパや国内の強硬派の影響力を削ぎ、「14カ条」に基づく自らの構想を実現する好機ととらえ、ドイツの休戦要請に慎重ながらも好意的に応じていく<sup>12</sup>。

## 2. 連合国パリ首脳会談

その頃、アメリカを除く連合国主要3大国（イギリス、フランス、イタリア）は、パリで首脳会談を開いていた。10月5日に始まる首脳会談の当初の目的は、ブルガリア降伏後のバルカン方面の戦略を検討することであったが、ドイツがアメリカに講和を要請した情報が伝わり、対ドイ

ツの休戦条件も議題に上げられた。英仏伊の首脳たちは、次の8項目からなる暫定的な休戦条件に合意した。

- ① 敵軍のフランス、ベルギー、ルクセンブルク、イタリアからの完全撤退
- ② ドイツ軍のライン川以東への撤退
- ③ ドイツ軍はアルザス＝ロレーヌから撤退、ただし連合国は同地を占領しない
- ④ トレンティーノとイストリアに関して同条件が適合
- ⑤ 敵軍のセルビアとモンテネグロからの撤退
- ⑥ コーカサスからの撤退
- ⑦ ロシアとルーマニアの戦前領土から撤退する準備を直ちに開始すること
- ⑧ 潜水艦作戦の即時停止  
(敵国への経済封鎖を解かないことも合意された<sup>13</sup>。)

首脳会談では、休戦を結んだ後に主要な講和条件を議論するのか、それとも休戦の時点で敵に受け入れさせるのかという手順の問題も検討された。イギリスのデイヴィッド・ロイド・ジョージ首相は後者の方針を支持した。彼によれば、一度休戦に合意すれば、兵の士気に鑑みて戦闘再開は困難と予想されることから、休戦の段階で主要な講和条件に関して敵に合意させる必要がある、というのであった。首脳たちは、軍部の判断を仰ぐことに合意した<sup>14</sup>。

10月8日、連合国軍総司令官フェルディナン・フォッシュ元帥および連合国陸海軍代表の覚書が首脳たちに提出された。それは、会談に参加したイギリス保守党党首アンドリュー・ボナー・ロウをして「事実上の無条件降伏に相当する」と言わしめるほど、ドイツにとって過酷な休戦条件であった。フォッシュは、単に敵軍がライン川以東に撤退するだけでは不十分だと考え、講和会議が決裂し、戦闘を再開しなければならぬ場合に備え、有利な体制を整えるべきだとした。そのために、連合国軍がライン川西岸を完全に占領し、東岸の重要拠点に半径30kmの橋頭堡を設けるべきだと

提案した。同地の占領は賠償を獲得する担保としても重要だと指摘された。またフォッシュ案からは、アルザス＝ロレーヌを占領しないという8条件に記された留保も消えていた。連合国の陸海軍代表による覚書も、フォッシュ案同様に厳しいものであり、休戦条件として連合国の監督下でドイツを武装解除する必要性が説かれた。ロイド・ジョージら連合国首脳は、軍部の提案は講和会議で決すべき内容が含まれており、ドイツに拒絶される可能性が高いため、休戦条件は軍事的優位を確保するために必要な限度にとどめるべきだという意見を表明した。首脳たちは、決定を下す前にウィルソン大統領の対応を見極めるべきだと判断した<sup>15</sup>。

同日、ドイツの休戦提案に対するウィルソンの第1回目の返信が送信された。ウィルソンの最初の返信は、ドイツが「14カ条」等を受け入れる準備がある旨を確認する内容であり、具体的休戦条件に関しては、ドイツが占領中の連合国領土から撤退する点に言及するにとどまった<sup>16</sup>。ウィルソンはこの文書を他の連合国首脳にも送信した。

翌9日に英仏伊の首脳は、ウィルソンの返信について議論した。ロイド・ジョージは、休戦交渉が「14カ条」に従う形で進んでしまう可能性に危惧を表明した。ドイツは弱体化しており、宰相マクシミリアンの立場からすれば、ウィルソンの「14カ条」で講和できるのであれば、躊躇なくそうするであろうし、占領地域の撤退も難なく受け入れるであろう。もし他の連合国が休戦条件に言及しなければ、ウィルソンの「14カ条」が連合国の休戦条件だと誤解される恐れがある、と。彼は、ウィルソンが軍部の助言を仰がずにドイツに返答したのは過ちであったと非難した。イギリスの提案に基づき3大国首脳は、占領地域からの撤退だけでは休戦条件として不十分であるとウィルソンに連名で伝え、休戦問題を議論するための特使をヨーロッパに派遣するように求めることを決定した<sup>17</sup>。

12日、ドイツはウィルソンへの第2通目の覚書を送信した。内容は連合国領土からの撤退を含め、ウィルソンの8日の返信を全面的に受け入れるものであった。ロイド・ジョージが懸念した

ように、覚書には他の連合国もウィルソンの「14カ条」を受け入れたものと信じる、とも記されていた<sup>18</sup>。イギリスをはじめとするヨーロッパの連合国は、いよいよ休戦条件を明確化する必要性に迫られた。

### 3. ダニー会議

10月13日にロイド・ジョージは、戦時中の別邸があったサセックスのダニーに政府要人および軍幹部を招き、休戦条件に関して討議した。会議に出席したアーサー・バルフォア外相は、最終的講和においてはウィルソン大統領の「14カ条」に示されていない内容（たとえば船舶の補償や戦犯の訴追など）も要求する必要がある、もし「14カ条」に基づく休戦に応じれば、ドイツに逃げ口上を与えてしまうのではないかと懸念を表明した。ロイド・ジョージがそもそも即時講和は望ましいかと問うと、バルフォアは、それが最終的講和となるなら望ましいが、そうでなければ望ましくないと回答した。すなわち、ドイツの降伏に相当する休戦条件を得られなければ、交渉する価値はないとの考えであった。それを受けてロイド・ジョージは、ドイツ軍が隣国に展開している目下の状況で講和を結ぶよりも、ドイツ本土に進軍し、「ドイツ国民に実際の戦争を味わわせる」ほうが、世界の平和にとって有益ではないかと述べた。ロイド・ジョージは、古代ローマが戦った第二次ポエニ戦争の事例を引き合いに出し、次のように述べた。

ローマ人はカルタゴがイタリアとスペインから撤退することで講和することもできた。しかし、ローマ人は、これでは不足であり、カルタゴに進攻し、カルタゴの土地で勝利する必要があると言った。歴史は彼らが正しかったことを証明している。

そしてロイド・ジョージは、現状のまま講和が結ばれれば、第一次ポエニ戦争後のカルタゴのように、ドイツは20年後には周到な戦略に基づき復讐戦を挑んでくると警告した。のちに経

済学者のジョン・メイナード・ケインズは、第一次世界大戦後の講和を「カルタゴの平和」と批判する有名な本を著すことになるが<sup>19</sup>、休戦交渉の段階でロイド・ジョージは、ローマが第二次（および第三次）ポエニ戦争でカルタゴに課したような厳しい講和を明示的に必要と考えていたのである。これに対しバルフォアは、「カルタゴ滅ぶべし」という首相の持論を公の場では述べないように求めた。過度な好戦論は、厭戦気分が高まりつつある連合国軍の士気に影響する恐れがあった。

閣僚の中ではロイド・ジョージが最も強硬派であった（もっとも彼は、議論の活性化のために「悪魔の代弁者」を演じていたのかもしれない）。フォッシュと近いイギリス陸軍のヘンリー・ウィルソン参謀総長でさえ、ドイツが武装解除に合意すれば十分だと述べ、むやみに進軍を続ければ国境付近でドイツ軍の頑強な抵抗に遭うだろうと警告した。ウィンストン・チャーチル軍需相も同様の見解を述べ、「海洋の自由」など、イギリスの利益に合致しない「14カ条」の項目を修正すれば講和の基礎となりうると述べた<sup>20</sup>。「海洋の自由」への懸念は、第一海軍卿（日本海軍の軍令部総長に相当）ロスリン・ウィームス大将など他の出席者からも表明され、イギリスの安全と国益を守る盾として、国際規範に縛られずに海軍力を行使する自由裁量を維持する重要性が指摘された。内閣書記官長モーリス・ハンキーは、戦後の安全保障を担うと期待された国際連盟は、実際に運用されるや直ちに潰れるかもしれないため、シー・パワーの保持は必須だと述べた。「海洋の自由」については留保する必要があると、出席者の全員が合意した。一方でボナー・ロウは、武装解除のような「屈辱的条件」をドイツに課せば、将来の復讐戦の原因になると懸念を表明した。ロイド・ジョージは反論した。いずれドイツ軍部は、ドイツの民主派が恐れをなして講和を結んだと批判する運動を展開し、政権に復帰するだろう。したがって、軍部復活の芽を摘むために、いっそう「屈辱的敗北」をドイツに吞ませる必要があるかもしれない、と。これに対してバルフォアは、ドイツがアルザス＝ロレーヌをフランスに、ポーゼンとシュ

レージェンをポーランドに割譲し、主要同盟国のオーストリアが粉碎され、すべての植民地を失えば、十分な敗北であり、ドイツ本土に進軍する必要はない、と説いた。これに、ボナー・ロウは賠償の獲得を条件として加え、ウィームスはドイツ艦隊の武装解除を加え、ハンキーとチャーチルが連合国によるキール運河の占領を加えた。すなわち、ロイド・ジョージ以外の出席者は、こうした条件が満たされれば、ドイツ本土に進軍せずとも休戦を受け入れる考えであった。

これらの発言を受け、ロイド・ジョージは会議の総意がドイツ本土進攻に反対であることを確認した。会議の結論は、勝利を確証できる休戦条件をドイツに課すというものであり、そのために、「14カ条」の解釈を連合国間で擦り合わせ、商船の補償など不足条件を補うための協議を行う必要性をウィルソン大統領に通知することが決定された<sup>21</sup>。

#### 4. 英仏の圧力の浸透

10月14日、アメリカ政府は12日付のドイツの第2通目の覚書への対応を議論した。この時すでにパリ首脳会談の結果を受けた連合国の要望は伝わっており、ダニー会議の結果を受けたイギリス政府の要望書も同日到着した。また、10日にドイツの潜水艦がアイルランド沖で客船（RMS *Leinster*）を撃沈し、民間人を含む約500人が死亡したことを受けて、世論が激昂していた。野党共和党や主要メディアは、即時休戦に否定的であり、「無条件降伏」を主張する声もあった。こうした状況を考慮に入れながらも、ウィルソンとハウスは「報復的な講和」にも、ドイツ本土進攻にも反対であった。しかし、休戦を結ぶからには勝利を確実なものとする必要があるという認識は、他の連合国と共有した<sup>22</sup>。

14日にアメリカ政府が送信した第2回返信には、英仏伊がパリ首脳会談で示した要望が反映され、休戦条件は連合国の軍事専門家の助言を受けて決するものであり、連合国軍の優勢を絶対的に保障する必要があると明記された<sup>23</sup>。同日、ハウスを大統領の特使としてヨーロッパに派遣するこ

とが決定された<sup>24</sup>。ハウスは26日にパリに到着する。

10月15日、イギリス戦時内閣はアメリカの対応について議論した。戦時内閣は、特使の派遣を歓迎しつつも、アメリカが独断でドイツとの休戦交渉を続けていることを問題視した。ボナー・ロウは、ウィルソン大統領が無断でドイツとの交信を続けていけば、連合国間の関係に亀裂が入る可能性を指摘した<sup>25</sup>。枢密院議長カーズン伯爵は、同日付の覚書において、アメリカを含めた連合国が協働する必要性を述べた。そのうえで彼によれば、ひとたび休戦すれば戦闘を再開することは（兵員の士気に鑑みて）困難であるから、休戦の段階で勝利を確実なものとする必要があった。ゆえに、休戦条件は無条件降伏に相当する内容となるべきであり、のちの講和会議において連合国の決定を強制するための保障措置が組み込まれる必要がある、というのであった<sup>26</sup>。

英仏の外務当局もウィルソン大統領とドイツのやり取りに神経を尖らせていた。16日に駐英フランス大使館のエメ・ド・フルリオ参事官がイギリス外務省のエア・クロウ次官補と面会し、「14カ条」の文言は曖昧で言及されていない問題も多々あり、講和の基礎として不十分だというフランス外務省の認識を伝えた。フルリオは、詳細な条件を検討する専門家協議を開始する必要があるとの認識を示した。クロウはこれに賛意を表明した<sup>27</sup>。

20日、ドイツは第3通目の覚書をウィルソンに送信した。ドイツは休戦条件を軍事専門家の判断に委ねることには合意したものの、両軍の戦力比率を考慮に入れる必要性に言及するなど、条件面で争う姿勢を示した<sup>28</sup>。またこの頃イギリスは、ドイツがロシア方面の駐屯軍を残置する工作を働いているという秘密情報をウィルソンに伝え、大統領はドイツへの不信感を募らせた<sup>29</sup>。

21日にイギリス戦時内閣はドイツの3通目の覚書について議論した。閣議出席者は、ドイツ側の姿勢に不満を表明し、アメリカと早急に休戦条件を協議する必要性を再確認した。具体的には、ドイツが1914年国境まで撤退するだけで良いのか、それともアルザス＝ロレーヌを休戦段階で手

放す必要があるのかなど、細部が曖昧なまま米独の交信は行われていることへの懸念が表明された。イギリス海外派遣軍の総司令官ダグラス・ヘイグ元帥は、連合国のアルザス＝ロレーヌ進駐を休戦条件に加えるべきだと提言した。一方で、すでに先のパリ会談でフランスのフォッシュ元帥は、ドイツ領内深くのライン川東岸の橋頭保まで占領すべきだと主張しており、はるかに厳しい休戦条件を求めている。イギリス海軍のウィームス大将と本国艦隊司令官デイヴィッド・ビーティー大将も、すべての潜水艦と主力艦艇の一部を連合国に明け渡すことを休戦条件に加えることを提言するなど、強硬な姿勢であった。閣議の出席者からは、ドイツ国内情勢の不安定化に鑑みて、より有利な休戦条件を得られるのではないかという意見も表明された。結論として、のちの講和会議で連合国の要求を達成するためには、ドイツの継戦能力を休戦の段階で完全に喪失させる必要があると確認された。そして、連合国間で協議せずにドイツとの休戦交渉を続けられないようにアメリカに要請することも合意された<sup>30</sup>。23日に送信されたウィルソン大統領のドイツへの第3回目の返信は、連合国共同で休戦条件を策定することを宣言した<sup>31</sup>。

休戦交渉はイギリスの狙い通りに進み始めていた。24日の戦時内閣会合においてロイド・ジョージはウィルソンの決断を歓迎し、次のように述べた。「外交論争は終わった。大統領は休戦協定をドイツの戦闘再開が不可能となるほど厳しいものとすることを明確にしたのだ」と<sup>32</sup>。27日にドイツは第4通目の覚書を送付し、ウィルソンの第3回返信に合意を表明し、連合国による休戦条件の提示を待つ旨をウィルソンに伝えた。

29日より英仏伊の首脳は、フランスに到着したハウスと休戦条件に関する協議を開始した。「14カ条」の解釈が大きな問題となった。ロイド・ジョージは、第2条「海洋の自由」を受け入れられない旨を表明した。それに対してハウスは、「14カ条」を連合国が承認しない場合には、アメリカとドイツが単独講和を結ぶ可能性を示唆して抵抗したが、ロイド・ジョージは、その場合にはアメリカ抜きでも戦い続けると述べ、譲らなかつた。フランス首相ジョルジュ・クレマンソーがロ

イド・ジョージの主張を支持した一方で、バルフォアは、連合国の仲違いこそがドイツの狙いと論じた。結局、英仏の主張が通り、「14カ条」のいくつかの条件に補足説明を加えてドイツに伝達する方針が合意された。ロイド・ジョージは、「海洋の自由」以外の条項については、いかようにも解釈しうるほど曖昧であるため、受諾可能だと述べた。「14カ条」は多様に解釈しうるとハウスも認め、講和会議で連合国を縛る足かせとはならないことが強調された。そして、ドイツが侵略した地域が「回復される (restored)」と「14カ条」で述べられたのは、賠償の獲得を示唆するためだとハウスは説明した<sup>33</sup>。そして翌30日の会談において、イギリスの発案に基づき、「海洋の自由」に関する留保と、「回復される」は賠償の支払いを意味するという補足説明を加え、ドイツに伝達する方針が合意された<sup>34</sup>。11月5日にアメリカ政府は、ロバート・ランシング国務長官の名義で、連合国がドイツ全権団を受け入れる準備を整えたことを伝える覚書を送付した。その中に、「海洋の自由」と賠償に関する補足説明が挿入された<sup>35</sup>。

休戦交渉の主導権がウィルソンの手を離れ、イギリスとフランスに移ったことは明らかであった。講和の条件は、「14カ条」を基本としながらも、英仏などが求めた留保条件が挿入された。その頃にはすでに、オスマン帝国とオーストリア＝ハンガリー帝国が連合国と休戦協定を締結し終えており、ドイツの立場は著しく不利になっていた。連合国にとって残る課題は、ドイツとの休戦に際しての軍事的条件を確定することであった。この軍事的条件こそが、翌年の講和会議における連合国の優位を決定付けることとなる。

## 5. 休戦条件の詳細

10月末から11月初頭にかけてパリとヴェルサイユで開催された連合国首脳会談は、講和の基本となる「14カ条」の解釈について大筋合意した後、休戦の具体的な軍事的条件について検討を続けた。11月1日にパリで開かれた会合において、フォッシュ元帥の覚書に基づき、陸軍関係の休戦条件が議論された。フォッシュは、ドイツ軍が火

砲5千門（保有総数の約3分の1）、機関銃3万挺（保有総数の約半分）の他、車両などを連合軍に明け渡し、ライン川より40km以東へと退却することを求めた。その後、連合軍は速やかにライン川西岸を占領し、さらにはマインツ、コブレンツ、ケルンの東岸に設けられる半径30kmの橋頭堡を占領することを提案した。ロイド・ジョージは、ヘイグ元帥の慎重論などを援用して条件が厳しすぎると抗議したが、フォッシュは講和会議が万が一決裂した場合に備えて軍事的優位を築く必要があると反論し、譲らなかつた。フォッシュはまた、賠償を獲得するための担保としても、ドイツ領土の占領は必要だと述べた。結果として、ロイド・ジョージが妥協し、連合軍はフォッシュ案を陸軍関係の休戦条件とする方針を固めた<sup>36</sup>。ハウスによれば、それ以前の会合でライン川西岸の占領が議論された際に、ロイド・ジョージの反対論に対してクレマンソーは、ドイツが講和条件を履行すれば速やかに撤退する意向を示し、永久にライン川西岸に留まる計画ではないと確約したという<sup>37</sup>。同問題は翌年の講和会議でも英仏間の大論争へと発展するが、休戦の際に表明されたフランスの方針がそこでも採用されることとなる。

海軍関係の休戦条件も、ドイツにとって厳しい内容となった。すでにイギリス海軍は、ドイツから没収する艦艇として、弩級戦艦全19隻中の11隻、巡洋戦艦全6隻、軽巡洋艦の一部、駆逐艦50隻、潜水艦全隻、という具体的数値を掲げていた<sup>38</sup>。ビーティー大将によれば、ドイツのシー・パワーの撃滅はイギリスの主要戦争目的であり、休戦協定においてそれを達成できるのであれば、講和会議を待たずとも実行に移すべきだということであった<sup>39</sup>。連合軍海軍代表の協議はイギリス海軍の思惑通りに進み、英海軍の提案は概ね認められた<sup>40</sup>。唯一、アメリカ海軍の代表が条件の緩和を求め、ドイツ水上艦艇は即座に没収されるのではなく、中立国の港湾に一端収容され、最終的帰属は講和会議で決せられるべきだと反論した。連合軍首脳は条件の緩和を受け入れ、潜水艦160隻を連合軍に明け渡し、弩級戦艦10隻、巡洋戦艦6隻、軽巡洋艦8隻、駆逐艦50隻を中立港に収容することが休戦条件として定められた<sup>41</sup>。

ところが、結果としてドイツ艦艇は、中立国ノルウェーとスペインに収容を拒絶されたことにより、イギリス北部のスカパ・フロー軍港に収容されることとなった<sup>42</sup>。そして1919年6月21日、連合軍による接收を防ぐことを目的としたドイツ海軍の特殊作戦により、収容艦艇の大半が自沈された（スカパ・フロー事件）。

休戦条件には、陸海軍に関する条件の他に、ドイツ東部国境と賠償に関する条項も盛り込まれた。これらの問題についても、講和に先駆けて休戦段階で可能な限り有利な合意を積み上げることが意識された。「なされた被害に対する賠償」が金融面での講和条件になると、休戦条件に明記された。東部に関しては、ブレスト＝リトフスク講和条約は無効と明記され、ドイツ軍は1914年8月1日時点の国境に撤退することが条件として掲げられた。フランスは、1772年の第一次ポーランド分割以前の国境線までドイツは撤退するべきだと主張したが、イギリスが反対した。バルフォアは、1772年の国境は多数の非ポーランド系住民を含んでおり、国民国家を奨励するという連合軍の方針と異なり、そもそも国境線の画定は講和会議でなされるべきだと反論した。彼はまた、ドイツ軍の撤退は東欧における共産主義の拡大をもたらすと警告した<sup>43</sup>。共産主義の拡大に関するバルフォアの懸念は、休戦交渉でドイツ全権も表明し、ドイツ軍の東部からの撤退は一定期間延期されることとなる。

こうして英仏の主導によりパリで休戦条件が確定されたのちに、アメリカ政府を経由してドイツ全権団を西部戦線の境界線付近で受け入れる旨を伝える覚書が発出されたのである。

## おわりに

以上のように、ドイツは当初アメリカに休戦を申し込んだものの、実際の休戦協定にはイギリスとフランスの意向が大きく反映されることとなった。ドイツ全権団との交渉は、前線付近のコンピエーニュの森で11月8日より開始されたが、連合軍側の代表は英仏の軍部代表のみによって構成された。フォッシュが連合軍首席全権を務め、海

軍代表としてウィームスが出席し、その他にフランス陸軍のマクシム・ヴェガン少将、イギリス海軍のジョージ・ホープ少将とジャック・マリオート大佐が列席した。連合国代表が英仏の軍人のみによって構成され、アメリカやイタリアの代表が参加していないことに、ドイツ首席全権を務めた帝国議会議員マティアス・エルツベルガーも驚きを示したという。休戦交渉は、連合国側で策定した休戦条件を72時間の期限付きでドイツに突き付ける一方的なものとなった。ドイツはすでに同盟国を失い、西部戦線は崩壊寸前の状況にあり、国内では革命が勃発していたことから、交渉の余地はきわめて少なかった。それでもエルツベルガーは、ライン川東岸の中立地帯の縮小、西部と東部における撤退期限の延長、没収される機関銃の数の削減など、いくつかの譲歩を引き出すことに成功した<sup>44</sup>。しかし、大勢は動かず、連合国の厳しい休戦条件は大きな変更なく合意された。休戦協

定は11月11日午前5時に調印され、同日午前11時に戦闘が停止した<sup>45</sup>。

コンピエーニュの休戦協定は、連合国の戦争目的の多くを達成し、翌年の講和会議の前提条件を整えた。連合国はドイツ軍の主力軍備を没収し、ラインラントを占領することで、講和会議が決裂した場合に備え、軍事的な優位を築いた。また同地の占領は、講和条約の履行を保証する役割も担うことが、すでに主張されていた。ドイツは海軍の主力艦艇も失い、イギリスは19世紀末以来の懸案であったドイツ海軍力を、戦闘によらずして無力化することに成功した。「14カ条」は最大限の幅をもって解釈されることがアメリカとの間で合意され、講和会議で賠償を請求することもドイツに予め承諾させた。ドイツはロシアに対する戦勝の成果もすべて手放すこととなった。1919年6月のヴェルサイユ条約の要部は、1918年11月の休戦の時点で事実上決せられていたのである。

注

- 1 Pierre Renouvin, *L'Armistice de Rethondes: 11 Novembre 1918* (Paris: Gallimard, 1968). 同書については日本語の抄訳が出版されている。西海太郎訳『ドイツ軍敗れたり』白水社、1987年。他に、史料的制約がありながらも優れた研究として、Harry R. Rudin, *Armistice 1918* (New Haven: Yale University Press, 1944)。
- 2 Bullitt Lowry, *Armistice 1918* (Ohio: Kent State University Press, 1996)。
- 3 David Stevenson, *With Our Backs to the Wall: Victory and Defeat in 1918* (London: Allen Lane, 2011)。なお、日本における先行研究としては、平瀬徹也「第一次世界大戦終結とヨーロッパ列強——対ドイツ休戦交渉に関する覚書」『史論』第52号、1999年、60-77頁が良くまとまっているが、公刊史料と二次史料に基づく論考である。
- 4 パリ講和会議におけるイギリスの政策については、Antony Lentin, *Guilt at Versailles: Lloyd George and the pre-History of Appeasement*

(London: Methuen and Co., 1985) を参照されたい。

- 5 Holger H. Herwig, *The First World War: Germany and Austria-Hungary 1914-1918*, 2nd ed. (London: Bloomsbury, 2014), pp. 382-3.
- 6 David Stevenson, *1914-1918: The History of the First World War* (London: Allen Lane, 2004), pp. 468-9; Rudin, *Armistice 1918*, p. 46.
- 7 Gerhard Ritter, *The Sword and the Scepter: The Problem of Militarism in Germany* (Florida: University of Miami Press, 1973), pp. 342-5; Stevenson, *1914-1918*, pp. 469-70.
- 8 Rudin, *Armistice 1918*, pp. 51-2.
- 9 Ritter, *The Sword and the Scepter*, p. 348; David Stevenson, *The First World War and International Politics* (Oxford: Oxford University Press, 1988), p. 224。「背後からの一突き伝説 (Dolchstoßlegende)」として知られているように、民主派政府が前線の兵士を裏切って講和を結んだというドイツ軍部の作り上げた

- 虚像は、のちに右翼勢力のヴァイマル共和政への攻撃材料として使用されることとなる。
- Wilhelm Deist, 'The Military Collapse of the German Empire: The Reality Behind the Stab-in-the-Back Myth', *War in History*, 3:2 (1996), pp. 186-207.
- 10 *Papers Relating to the Foreign Relations of the United States: 1918, Supplement 1: The World War* (Washington DC: Government Printing Office, 1933) [以下 *FRUS 1918-S1* と略記する], vol. 1, p. 338.
- 11 *Ibid.*, pp. 341, 359-60.
- 12 Stevenson, *With Our Backs to the Wall*, p. 515.
- 13 Procès-verbal of a conference held at the Quai d'Orsay, Paris, 6.10.1918, CAB 28/5/IC77, The National Archives, Kew [以下 TNA と略記する].
- 14 Procès-verbal of a conference held at the Quai d'Orsay, Paris, 7.10.1918, CAB 28/5/IC79, TNA.
- 15 Procès-verbal of a conference held at the Quai d'Orsay, Paris, 8.10.1918, Appendix I, Note by Marshal Foch, 8.10.1918, Appendix II, Joint resolutions regarding conditions of an armistice with Germany and Austria-Hungary, 8.10.1918, CAB 28/5/IC80, TNA.
- 16 *FRUS 1918-S1*, vol. 1, p. 343.
- 17 Procès-verbal of a conference held at the Quai d'Orsay, Paris, 9.10.1918, CAB 28/5/IC81, TNA; *FRUS 1918-S1*, vol. 1, p. 353.
- 18 *FRUS 1918-S1*, vol. 1, pp. 357-8.
- 19 John Maynard Keynes, *The Economic Consequences of the Peace* (London: Macmillan, 1920), pp. 33-4, 211-35.
- 20 海軍力を活かした海上封鎖戦略を戦時の切り札としてきたイギリスは、アメリカの主張する「海洋の自由」がそれを禁止するものと解釈しえたため、反対した。
- 21 Draft notes of a conference held at Danny, Sussex, 13.10.1918, CAB 24/66/GT5967; Minutes of the War Cabinet 485, 14.10.1918, CAB 23/8, TNA; C.E. Callwell, *Field-Marshal Sir Henry Wilson: His Life and Diaries* (London: Cassell, 1927), vol. 2, p. 136.
- 22 Rudin, *Armistice 1918*, pp. 123-5; Lowry, *Armistice 1918*, p. 35; Edward M. House diary, 15.10.1918, MS 466, ser. 2, vol. 6, House papers, Yale University Library Digital Collections, [http://digital.library.yale.edu/cdm/landingpage/collection/1004\\_6](http://digital.library.yale.edu/cdm/landingpage/collection/1004_6) (accessed 27.6.2018) [以下 YULDC と略記する].
- 23 *FRUS 1918-S1*, vol. 1, pp. 358-9.
- 24 *Ibid.*, p. 361.
- 25 War Cabinet 486, 15.10.1918, CAB 23/8, TNA.
- 26 Curzon memo, 'Conditions of Armistice', 15.10.1918, CAB 24/66/GT5980, TNA.
- 27 Crowe minute, 16.10.1918, 173395/157260/39, FO 371/3444, TNA.
- 28 *FRUS 1918-S1*, vol. 1, pp. 379-81.
- 29 Stevenson, *1914-1918*, pp. 473-4.
- 30 War Cabinet 489A, 21.10.1918, Appendix II, Haig memorandum, 'Military Conditions of an Armistice', 19.10.1918, CAB 23/14; Admiralty memorandum, 'Naval Conditions of Armistice', 19.10.1918, CAB 24/67, TNA. War Cabinet X29, 19.10.1918, CAB 23/17, TNA も参照。
- 31 *FRUS 1918-S1*, vol. 1, pp. 383-5.
- 32 War Cabinet 490, 24.10.1918, CAB 23/8, TNA.
- 33 Notes of a conversation in M. Pichon's room at the Quai d'Orsay, Paris, 29.10.1918, CAB 28/5/IC83, TNA.
- 34 Notes of a conversation in M. Pichon's room at the Quai d'Orsay, Paris, 30.10.1918, CAB 28/5/IC84, TNA; *FRUS 1918-S1*, vol. 1, pp. 425-7, 460-2, 463.
- 35 *Ibid.*, pp. 468-9.
- 36 Notes of a conversation at the residence of Colonel House, Paris, 1.11.1918, Appendix, Marshal Foch memorandum, 26.10.1918,

CAB 28/5/IC87, TNA.

- 37 House diary, 29.10.1918, MS 466, ser. 2, vol. 6, House papers, YULDC; *FRUS 1918-SI*, vol. 1, p. 426.
- 38 Admiralty memorandum, 'Naval Conditions of Armistice', 19.10.1918, CAB 24/67/GT6042, TNA.
- 39 Beatty to Hankey, 23.10.1918, CAB 24/68/GT6107, TNA.
- 40 Lowry, *Armistice 1918*, pp. 88-90; Admiralty Board minute, 3.11.1918, ADM 167/53, TNA.
- 41 Procès-verbal of a conference of heads of governments held in Paris, 4.11.1918, Hankey note to War Cabinet, 4.11.1918, CAB 28/5/IC93, 94, TNA; *FRUS 1918-SI*, vol. 1, pp. 463-8.
- 42 Robert K. Massie, *Castles of Steel: Britain, Germany, and the Winning of the Great War at Sea* (New York: Ballantine Books, 2004), p. 778.
- 43 Procès-verbal of the 3rd meeting of the 8th session of the Supreme War Council, 2.11.1918, CAB 28/5/IC91, TNA.
- 44 それにもかかわらず、休戦交渉の全権を務めたエルツベルガーは、戦後に右翼から裏切者扱いされ、1921年に暗殺された。
- 45 コンピエーニュの休戦交渉に関しては以下を参照。Rudin, *Armistice 1918*, pp. 336-91; Renouvin, *L'Armistice de Rethondes*, pp. 261-82; Lowry, *Armistice 1918*, pp. 157-62.